

## 名張市立中学校部活動に関する方針

名張市教育委員会

### はじめに

名張市の中学生にとって部活動に対する期待は大きく、令和5年度全国体力・運動能力運動習慣等調査によると中学2年生の入部率は運動部が約61%、文化部が約17%で、合わせて約78%となっています。学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導のもと、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかしながら、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなつてきており、学校によっては存続が厳しい部活動が出ている状況にあります。

については、生徒にとって部活動を持続可能なものとするために、休日における部活動の段階的な地域移行を目指して、名張市として地域連携から進めていく必要があります。

名張市教育委員会は、これまでの部活動が果たしてきた役割と課題を踏まえつつ、国・三重県の部活動関係のガイドライン等に基づいて、子どもたちの心身のより健全な成長と部活動に携わる教員の働き方改革につながるよう、平成30年7月9日に策定した「名張市立中学校部活動に関する方針」を全面的に見直し、改訂することとしました。

- ・学校部活動・・・学校が運営をおこなっている部活動(合同部活動含む)で、希望する生徒が参加。
- ・部活動の地域連携・・・部活動指導員や学校支援ボランティア等の地域の人材を活用して、指導や引率、運営等、学校と地域が協働・融合した形の地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進めること。
- ・新たな地域クラブ活動・・・地域クラブ活動は、学校の教育活動外の活動として、社会教育法上の「社会教育」(主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。))の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられる。運営としては、参加を希望するすべての生徒を対象に、総合型地域スポーツクラブや地域スポーツ少年団、各スポーツ協会、文化芸術団、民間企業等が主体となる。(土日から段階的に移行を進めていく)
- ・部活動の地域移行・・・学校での部活動を、新たな地域クラブ活動に切り替えていくこと。まずは、土日から段階的に移行を進めていくことが国から示されている。

## 1. 部活動の意義

名張市教育委員会は、学校教育の一環としての部活動が、「生徒が自主的・自発的に参加するなかで、学級や学年をこえて、共通の目標を持ちながら、協調性や思いやり、友情、一体感を培うとともに、切磋琢磨することを通して、達成感や充実感を得られるなど、生徒の成長に大きく資する活動である」という価値があり、全ての部活動で共有することが大切であると考えます。

部活動における教育的意義や効果を高めるため、短期間で活動の成果(試合に勝つなど)を求ること以上に、生徒が意欲的に参加できる環境づくりや生活のバランスを考慮した運営を心がけるなど、適切かつ効果的な指導が必要です。

## 2. 部活動の成果と課題

三重県のガイドラインを参考し、名張市教育委員会は、これまで実施してきた部活動の成果と課題について次のように考えます。

### (1) 生徒の健全な成長の視点から

生徒がスポーツや文化等の活動を通して楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する貴重な活動であるとともに、体力の向上や他者との協力により他者を尊重する気持ちや実践的な思考力・判断力、責任感や連帯感を育むなど、良好な人間関係を培う場として、生徒の自己実現に大きな役割を果たしています。

また、興味・関心の高まり、成就感の高まり、専門的技能の習得等が、卒業後の生き方に繋がっています。

体力面や運動能力の向上においては、成長が著しいこの時期、令和5年度全国体力・運動能力運動習慣等調査の結果が小学生時と比較して中学生時は1週間の総運動時間が長くなっていることから、健全な体力や運動能力の向上につながっていると考えられます。

### (2) 生徒にとって望ましい部活動の視点から

少子化による生徒数・教員数の減少を背景に、各校の部活動数が減少傾向にあり、教員自身が活動経験のない部活動を指導するケースや、複数顧問の確保が難しくなるケースも見られることから、持続可能性という点において厳しさが増しています。

生徒にとって望ましい部活動の環境を整えていくためには、校長は教員の専門性や校務分掌の状況に加え、負担の度合い、地域人材活用の可能性等も踏まえて顧問を適正に配置することなど、部活動の運営について、実態の把握・見直し等を図っていくことが求められています。

### (3) 安全面・健康面への配慮

体育・スポーツ活動には、怪我等に結びつきやすい要素や要因が含まれています。特に運動部活動では、保健体育科の授業よりも、活動の強度や量が増すことから、怪我等の発生や、場合によっては重篤なケースが起こることが考えられるため、安全面に配慮し、事故防止に努めていくことが必要です。

また、心身の成長に様々な成果が出ている反面、個人差が大きく成長著しい時期、また体の発育発達が不安定な時期に、過度な活動(休養日を設けない・長時間の練習等)や効果的でない運動は、生徒の心身に大きな負担を与え、スポーツ障害の原因になったり、対象への関心・興味を失い、ドロップアウト(離脱)やバーンアウト(燃え尽き症候群)に陥ったりすることも考えられるため、健康面へ配慮した部活動運営に努める必要があります。

### 3. 適切な部活動のあり方

名張市教育委員会は、学校とともに学校教育の一環としての部活動の役割を再確認し、生徒にとって学習と部活動、学校生活と家庭生活のバランスを適正化し、心身ともに健全な成長を促す部活動をめざしています。

また、現在の学校部活動においても、段階的な地域移行・地域連携が進んだ地域クラブ活動においても、本方針に基づいた方向性で運営に努める必要があります。

#### (1) 適切な活動計画の作成と共通理解

学校は、学校教育目標や国や県のガイドラインおよび本方針等に基づき、部活動の意義を踏まえた学校部活動運営方針を作成し、各部活動の指導者をはじめ全教職員は、この方針で示された指導のねらい、指導上の留意点等について共通理解することが必要です。

##### 【各部活動の活動計画作成にあたって】

- 学校教育目標および「学校部活動運営方針」を基に計画する。
- 生徒の発育・発達段階、運動能力、活動経験等を考慮する。
- 参加する大会等の期日を考慮し、基礎練習期、大会等の想定練習期、大会・コンクール期、休養期の設定等、練習と休養のバランスに配慮する。  
(参加大会等および校外活動の精選、種目(競技)の特性等も考慮し計画する)
- 放課後活動は、日没時刻等の安全面を考慮し、下校時刻を守る。
- ※ 活動計画は、保護者等にも示し、理解を得ることが大切である。特に、校外での活動にあたっては、「いつ・どこで・どのような大会等」があるかを事前に早く知らせるとともに、参加方法等の詳細についても伝える必要がある。

#### (2) 休養日・活動時間の設定

##### ① 休養日の設定

- ◎ 1週間のうち、2日は休養日を設定します。(うち、1日は土曜日又は日曜日とします。)
- 大会開催等により週休日に休養日を設定できない場合は、事前に月間または年間の活動計画等により校長の承認を得るとともに、できる限り同一週に休養日を設定します。

##### ② 活動時間の設定

- 平日は、2時間以内とします。
- 週休日及び休日(長期休業期間中を含む)に活動する場合は3時間以内とします。
- 土、日曜日や休日、また始業前に活動する場合は、生徒・保護者の理解を得たうえで、安全面に配慮することはもとより、生徒の心身の健康状態や学習活動に対する影響を考え、計画することが大切です。
- 大会前等、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等による校長の承認等の指導、助言を受けるようにします。
- ※ いずれも、生徒・教員の健康面等への配慮、保護者の理解を得たうえで活動計画を立てるようにすることが大切です。

### (3) 安全面への配慮

けがや事故を未然に防止し、安全な活動を継続するため、学校全体で、救急体制の明確化等の整備に努めます。その際、三重県教育委員会作成の「学校管理下における危機管理マニュアル(毎年度改定)」や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している「なくそう運動部活動の事故」等を参考にして、学校全体で共通理解を図り、事故防止に努めていくことが必要です。

#### 【安全管理のポイント】

- 健康状態の把握
- 個人の能力に応じた指導
- 特性を踏まえた合理的な指導
- 施設・設備等の安全点検と安全指導
- 指導時の指導者の立会
- 部活動時の生徒等の輸送に係わる交通安全対策
- 天候等を考慮した指導

名張市の部活動の熱中症対策においては、令和5年8月4日付け「学校教育活動等における熱中症事故防止について」のとおり対応することとする。

#### 1 暑さ指数(WBGT)に基づいた対応

(1)活動場所の暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合

⇒「運動は中止する」(体育の授業・体育的行事・運動部活動 等)

(2)活動場所の暑さ指数(WBGT)が28℃以上31℃未満の場合

⇒「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」

(3)部活動における各種大会への参加

⇒「大会主催者の指示に従う」

#### 2 学校における体制整備

(1)活動時間に応じて、暑さ指数(WBGT)を測定し、学校日誌等に記録のうえ関係する教職員へ伝達すること。

(2)暑さ指数(WBGT)に応じた、運動や各種行事の指針(判断基準や判断者)等を設定し、学校の危機管理マニュアルや確認済み事項に定めること。

(3)設定した運動や各種行事の指針等に基づき、実施の判断や内容変更、中止や延期等について、日々、誰が、どのタイミングで決定し、伝達するか等の体制を整備すること。(熱中症警戒アラート発表時の対応含む)

#### 3 児童生徒への指導等

(1)児童生徒自らが体調管理等を行うことができるよう、帽子の着用や、水分補給、体調不良時の対応に関する適切な指導を行うこと。(危機管理能力、危機回避能力の育成)

(2)これらのことについて、保護者や部活動指導員、学校支援ボランティア等部活動の指導者にも周知すること。

#### (4)体罰等の根絶

体罰は学校教育法でも禁じられている決して許されない行為です。部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あってはなりません。

指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、その他、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等の行為によって生徒に心身の苦痛を与えたり、パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、セクシャルハラスメントと判断される発言や行為等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね否定したりする行為は決して許されません。なお、これらの行為については、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様のことが行われないよう注意を払うことが必要です。

#### (5)部活動指導の在り方の見直し

##### ①部活動の運営

部活動の設置・運営は学校の判断により行われるもので、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、部活動を実施する場合には、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保の観点から円滑に部活動を実施できる部活動数とする必要があります。

##### ②段階的な地域移行を見据えた地域連携等、地域人材の活用

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減に向けて、地域の専門性を有する指導者から指導・助言を得ることは有効です。

地域人材を活用することは、地域の教育力を活かすということであり、名張市が進める地域と協働した学校づくりにつながります。

地域人材の活用にあたっては、部活動が学校管理下において行われる活動であることを踏まえ、外部の指導者に対し、事前に校長から学校部活動運営方針等を説明し、十分に理解を得たうえで指導にあたってもらうことが必要です。

##### ③合同チーム・団体の取組

団体で大会・コンクールに参加する部活動においては、生徒数の減少に伴い、単一校で生徒のニーズに応じた部活動が設置できなかつたり、チーム編成が成り立たなかつたりし、生徒の希望に応じることができない状況が生じています。

少人数の部活動において合同チーム・団体を編成することは、生徒に大会参加の機会を与え、活動に継続して親しむことができる機会の確保にもつながります。

合同チーム・団体の編成を検討・実施するにあたっては、当該校の校長・指導者間において、移動手段等生徒引率に伴う安全確保や練習時間、練習場所、指導体制等を確認し、生徒や保護者の理解を得たうえで進めることができます。

### 4. 教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業

兼職兼業の許可をする際には、「名張市の教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」に基づき、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員

等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可をします。

地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教員等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動・退職等があっても当該教員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する必要があります。

また、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参考し、教員等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める必要があります。

## おわりに

各校の部活動については、より生徒の実態に応じた活動を持続可能な運営していくために、本方針に基づき、毎年指導計画や活動計画を立てて適切に運営することが大切です。

本方針は、国や三重県の部活動ガイドラインに基づき、方針策定委員会で検討を重ね、名張市教育委員会が作成したものです。

今後、新たにガイドライン等が示された場合は、その内容を本方針と重ねて検討することとします。

令和6年 5月 2日策定

## 本市が進める活動形態のモデル図

(図の出典:三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針)

①部活動指導員による地域連携のイメージ



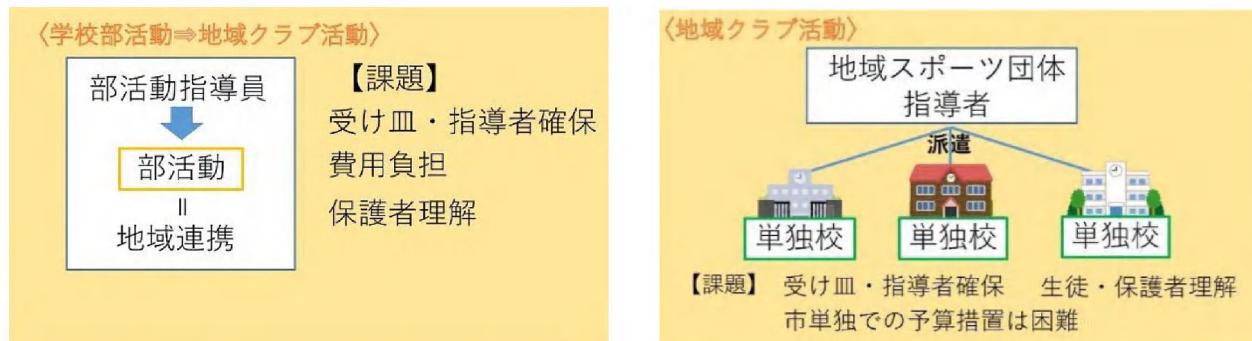
②合同部活動による活動のイメージ



・部活動に部活動指導員を配置し、地域連携を行う。

・3つの中学校のバレー部が、一堂に会して拠点型部活動として活動する。

### ③学校部活動への部活動指導員による地域連携から、地域クラブ活動への地域移行のイメージ



・部活動指導員を配置する地域連携をスタートし、段階的に地域移行へ切り替えていく。

・総合型地域スポーツクラブを運営団体として、各中学校へ指導者を派遣し、地域移行につなげていく。

### ③地域連携の指導者派遣や、地域移行の受け皿となる団体の例



・市内中学校の移行可能な部活動から、総合型地域スポーツクラブ、もしくはスポーツ少年団に移行していく。

・部活動指導員を配置して地域連携を行い、スポーツ少年団へ移行する準備をしていく。